

市民と図書館～まちを育てる市民協働の図書館とは～

京都橘大学 嶋田 学

1. 私的 図書館再発見考～豊中市から永源寺町へ～

1998年10月 滋賀県永源寺町図書館準備室～利用者に教えられたこと

◎箸袋の裏に、「脊柱管狭窄症」とメモした

70代女性が移動図書館車にやってきた。セカンドオピニオンを求めている。

2. 切実な課題に直面した市民と自治体職員《滋賀県東近江市立図書館の実践》

◎～1市6町での市町村合併と高齢社会の到来～ 2005年2月 滋賀県東近江市立図書館

・高齢化が進む中、地域でどう支えるか →「団塊世代」の地域での生き方

セミナー「シニア世代・ふたりの時間をゆたかにするために ～家族を考える、夫婦って何?～」

→ きっかけは、1冊の本 『主人在宅ストレス症候群』 黒川順夫

*図書館は、他の施策の事業の改善につながるきっかけとなる学習プログラムを提供することができる。

3. 瀬戸内市での図書館づくり

◎新瀬戸内市立図書館整備基本計画 メインコンセプト 「もちより・みつけ・わけあう広場」

→ もみわ広場

・もちより

市民がそれぞれの「暮らし」や「仕事」「学び」や「楽しみ」「生きがい」などの「必要」を持ち寄り

・みつけ

その「必要」に応えた図書館の資料・情報・事業を別の市民が「これは私の必要」と見つけ

・わけあう

市民がこうした機会を互いに分け合う「広場」

◎7つの指針

・市民が夢を語り、可能性を拓ける広場

・コミュニティづくりに役立つ広場

・子どもの成長を支え、子育てを応援する広場

・高齢者の輝きを大事にする広場

・文化・芸術との出会いを生む広場

・すべての住民の居場所としての広場

・瀬戸内市の魅力を発見し、発信する広場

◎新図書館の基本方針 ～新図書館を利用する市民の姿～

・子どもと子育て世代 ・小・中学生 ・高校生・大学生等 ・高齢者世代 ・「家庭」を支える

・「働く」を支える ・個性に合わせた情報提供 ・相談・課題解決を求める人

◎政策づくりのながれ

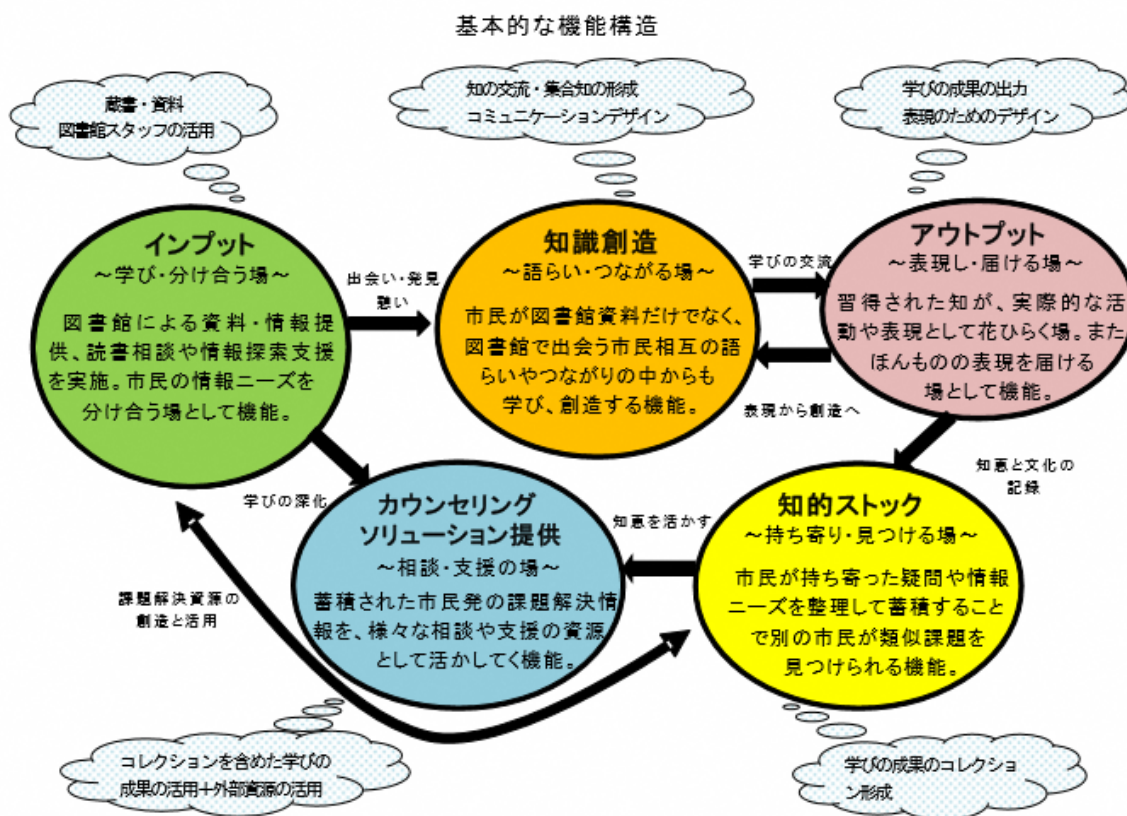
- ・行政で「新瀬戸内市立図書館整備基本構想」を立案
 - 副市長を統括に部署横断のプロジェクトチームを編成
- ・住民ワークショップで、「基本構想」をたたき台として、基本理念の確認と運営指針への意見聴取を行う
 - ひとつ「基本計画」を具体化するための「図書館の活かし方」を出し合う。
 - 住民への「問い」は、「図書館で〇〇を実現する」
 - 「図書館で〇〇がしたい」

◎住民にとっての「アウトカム」を質した。

- 「どんな図書館サービスがあるといいですか」という「問い」では、住民の中にある暮らしや仕事、人生全般にある、個々人の多様なニーズをくみ取れない。

◎個性ある住民それぞれがもつ「ウェルビーイング」を実現してほしい。

- そのために、図書館をどうつくり、いかに生かすか…



4. 図書館の社会的使命と市民の期待

- ①市民の「知る自由」「学習する権利」が保障される
- ②市民の教育や文化に関する活動ができる
- ③市民が自治にかかわり主権者として参画できる
- ④市民が同時代的な課題と感じることを考え、その解決に主体的に関われる

- ⑤市民がコミュニティの課題について考え、その解決に主体的に関われる
- ⑥市民が「自分の居たい場所」と感じられる「場」を市民が主体的に考え、意見を出し合い、創り合える
- ⑦子どもも一人の市民としてその権利が保障される
- ⑧大人こそが学べ、自ら主体形成のための教養と知識を涵養できる

5. 市民との協働がなぜ必要なのか

- ①そもそも地方自治は「住民自治」の理念を内包している
- ②代表制民主主義だけでは、多様化複雑化する自治体課題を解決することが困難な時代に直面
- ③協働は市民の当事者意識を醸成し「住民自治」の理念を体現することにつながる
- ④自治体の政策形成能力が停滞している
- ⑤自治に参画すること自体が市民の学習行為として重要

6. 図書館友の会「もみわフレンズ」の活動

2017年1月 図書館友の会 セとうち もみわフレンズ 発足

「協力と提言」を会是として図書館を盛り立て、図書館を住民にとってより意義あるものにしようと活動を展開。毎月、運営委員会を実施。独自企画による活動を図書館と協働で実施。

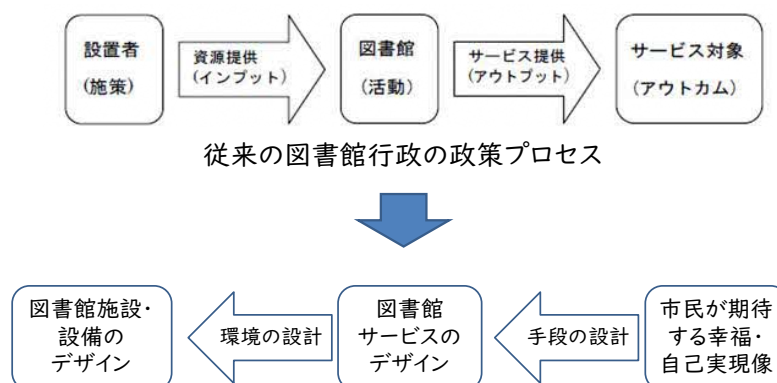
・図書館友の会「もみわフレンズ」は、地域資料を活かした取り組みを図書館との協働で行なっている。

「もみわフレンズ」は、瀬戸内市の「平成30(2018)年度協働提案事業補助金を活用した協働事業」において協働目的に提示していたテーマの中から、「文化の香るまちづくり」を選択し、これを実現させる事業企画として「せとうちルネッサンス～市民からひろげる瀬戸内市の文化」を提案し採択された。

・「平成31(2019)年度協働提案事業補助金を活用した協働事業」には、協働先を社会教育課と図書館として、「発見!発掘!瀬戸内市の『お宝』」という企画で協働事業が採択された。

7. 協働による図書館づくりとは

- ①図書館の便益を受けるのは市民 → 市民がイメージする幸福・自己実現からはじめる
- ②市民が得たいアウトカム（サービス成果）から、サービスをデザインする
- ③実現させたいサービスを実装するために必要な備品、設備、施設（建築デザイン）、政策ネットワークのあり方を、行政・図書館の専門家である司書（自治体職員）が他の専門領域の行政職員とともに市民から引き出す
- ④市民が具体的なアイデアを生成できない時、司書は経験と学習から得た知識を総動員してサポート



8. 公共図書館の役割の法的根拠

「図書館法」(社会教育法 → 教育基本法 → 憲法)

第1条 国民の教育と文化の発展に寄与する

第2条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする

9. まとめ

人を育て、まちを育てる図書館づくりとは

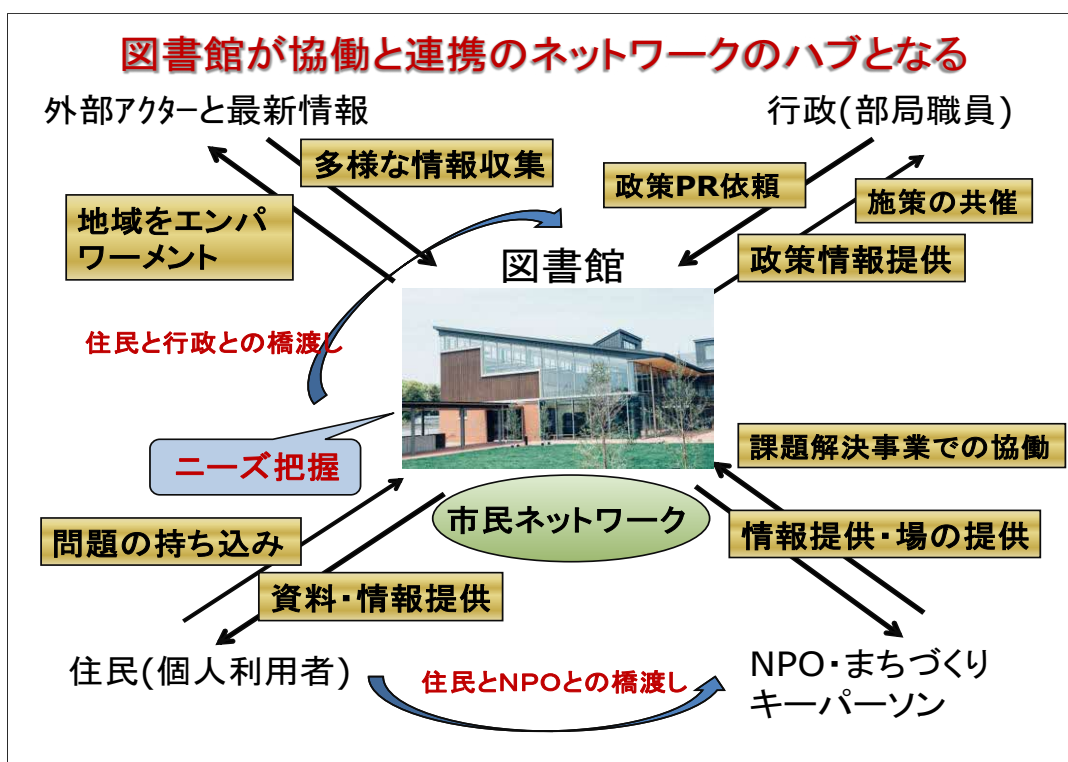
わたしが、「図書館」を使って「わたし」と「わたしの街」のために、「何か」を考え、感じ、行い、為すこと。



「じぶん育て」であり、「まち育て」

「必要課題」(潜在的ニーズ)と

「要求課題」(顕在的デマンド)をどのようにバランスするか…



◎ご質問等は、こちらのメールアドレスまでどうぞ。 shima0705@yahoo.co.jp

「瀬戸内市としょかん未来プラン」 URL

